

地震及び津波災害後の日本の状況に関する

オーストリア特許庁からの通知

日本における一連の悲劇的な出来事を踏まえて、オーストリア特許庁は、このようなすさまじい大災害により極度の苦難を強いられている人々に対し、心から遺憾の意を表するとともに、被災者について深く案じております。

期限を守れない場合については、オーストリア特許法に基づき規定されている以下の法的救済措置をご参考にして下さい：

第 129 項（以下参照）は、権利を回復させる可能性について扱っている。これにしたがい、不測または不可避の出来事により期限を守ることができずに、その結果としてその権利が不利益を被った当事者は、権利の回復を申請する資格がある。権利の回復の申請は、当該障害が消滅した日から 2 カ月以内、かつ当該期限が切れた日から 12 カ月以内までに提出しなければならない。権利の回復の請求を申請するのと併せて、履行されなかった行為を行わなければならない。

権利の回復はほとんどの期限について可能であるが、すべての期限に対して可能であるわけではない。

オーストリア特許法の全文については以下のリンク先でご確認下さい：

<http://www.sonn.at/e/downloads/patg2007.pdf>